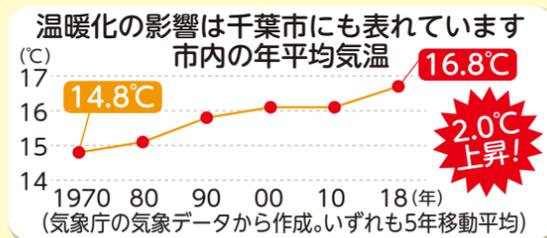


環境にやさしい取り組みを実践しよう！

6月は環境月間です。私たちの身のまわりには、地球温暖化やごみの減量化など、環境負荷を低減していくため取り組むべきさまざまな課題があります。

市民の皆さん一人ひとりが環境にやさしい取り組みを実践しましょう。

☎環境保全課 ☎245-5504 FAX245-5553



環境にやさしい賢い選択COOL CHOICE

市では、地球温暖化対策のための行動を促すCOOL CHOICE（クールチョイス）を推進しています。

COOL CHOICEとは、地球温暖化対策のためにあらゆる賢い選択をしようという国民運動です。環境にやさしいライフスタイルへの転換を促す啓発イベントの情報や取り組み例など、詳しくはホームページをご覧ください。[千葉市 COOL CHOICE](#)



夏のライフスタイル実践～レッツCOOL CHOICE～

家庭でできることを紹介します。できそうなことから始めましょう。

扇風機を活用し、エアコンの設定温度を1℃高く設定する



昼間は照明の使用を控える



すだれやグリーンカーテンを利用する



自転車を利用する



自動車を運転するときはエコドライブを心掛ける



時間指定による配達や宅配ボックスを活用し、再配達をなくす



日傘を使用し、熱中症対策

地球温暖化の影響によって市内の平均気温は上昇傾向にあります。市では、暑さ対策・熱中症対策として日傘の活用を推奨しています。

日傘を使用することによって体感温度が3℃下がり、発汗量が17%少なくなることが分かっています。

持ち運べる日陰である日傘と一緒に、暑い夏を乗り切りましょう。



プラスチックごみを削減しましょう

ポイ捨てされたプラスチックごみが海に流れ込み、魚が食べてしまうなど、世界中の動物たちに悪影響を与えています。



不要なプラスチックごみを発生させないよう、次のような行動を心掛けましょう。

- 買物の際は、マイバッグを活用するなどして、レジ袋の使用を控える。
- お弁当などを購入する際は、不要なプラスチックスプーンやフォークを断る。
- シャンプーなどの容器は、詰め替えて繰り返し使う。
- 使い捨てのコップやストローなどの使用を減らす。
- 屋外で出したごみは、家に持ち帰って処分する。
- 公共施設の拠点回収や、スーパーの店頭回収に協力する。
- プラスチックごみは、分別して処分する。

☎廃棄物対策課 ☎245-5379 FAX245-5623

図書館のテーマ展示

各図書館で気候変動やごみ問題など環境をテーマにした本を展示します。

館名	期間	館名	期間
中央	6月16日(水)まで	稲毛	6月1日(火)～16日(水)
みやこ	6月16日(水)まで	若葉	6月30日(木)まで
花見川	6月30日(木)まで	緑	6月30日(木)まで
花見川 団地分館	7月14日(水)まで	美浜	6月1日(火)～30日(水)
		打瀬分館	6月1日(火)～30日(水)

6月は不法投棄防止強化月間

不法投棄をしない、させない

不法投棄とは、ごみを道路や空き地に捨てるなど、ごみ出しルールを守らずに捨てることです。

市では、ごみステーションへの監視カメラの設置や監視パトロールなどを行い、不法投棄を未然に防ぐための対策を強化しています。ごみの分別・排出ルールを守り、正しく出しましょう。



廃家電製品・粗大ごみは正しく出しましょう！

家電リサイクル対象品目（エアコン、テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機）

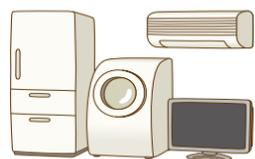
- 販売店に引き取りを依頼
- 指定引き取り場所に自己搬入

中田屋(株) (稲毛区六方町210) ☎423-1148

日本通運(株)千葉支店千葉中央事業所 (美浜区新港153)

☎243-0071

- 千葉市廃棄物リサイクル事業協同組合 ☎204-5805に依頼



粗大ごみ（家電リサイクル対象品目を除く）

- 粗大ごみ受付センター ☎302-5374に申し込む
受付日時＝月～金曜日9:00～16:00、土曜日9:00～11:30
- 市ホームページから申し込む [千葉市 粗大ごみ 申込](#)
- 清掃施設（環境事業所・清掃工場）へ直接持ち込む

☎環境事業所

中央・美浜 ☎231-6342 FAX233-8046 花見川・稲毛 ☎259-1145 FAX257-6561 若葉・緑 ☎292-4930 FAX292-4305

廃家電製品などの不用品回収業者にご注意ください！

軽トラックなどで巡回し、廃家電製品などの不用品の処理を請け負う業者や、空き地などに拠点を構え、無料回収と看板を掲げている業者は市の許可を受けておらず、廃棄物の収集や処分を行うことはできません。

こうした業者に回収された廃棄物は、不法投棄される可能性があり、また悪質な業者から高額な料金を請求されるといったトラブルの要因となります。

私有地にごみが捨てられた場合はどうすればいいの？

土地の所有者・管理者は、私有地のごみを自らの責任で処理しなくてはなりません。フェンスや、環境事業所や区役所で配布している看板を設置しましょう。また、雑草を定期的に刈りましょう。

